

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
令和7年12月16日から令和8年1月9日までに開催された協議の場の結果
を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	筑波 地区 第 19 区 ～ 第 25 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 8 年 1 月 28 日

【協議内容】

- 1 地域計画への位置付け状況の更新
- 2 地域課題の見直し
- 3 将来目標の見直し

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、様式5-1の一部を別添の
のとおり朱書き訂正します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	筑波地区 (第22区 北条 君島 泉 小泉 山口 平沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月28日 (第4回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。**基盤整備が未実施の地区に遊休農地が集中しており、インフラ整備の遅れが直結している。水稻については、新規参入には多大な設備投資コスト等の障壁があり、既存担い手で集積集約を進める必要がある。一部農業者の後継者不在が課題。既存農家の家族後継者のバックアップが課題。**

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は麦、大豆、米である。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。基盤整備済みの田畑を中心に農地の集積及び集約を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。**インフラ整備が進んでないところは、活用を進める。後継者を必要としている既存農家の経営承継を進めていく。**

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	452.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	452.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業の活用により区画の大規模化や耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、生産する農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状具体的な活用方針なし。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒	鳥獣被害防止対策	☒	有機・減農薬・減肥料	☒	スマート農業	☐	畑地化・輸出等	☐	果樹等
☐	燃料・資源作物等	☐	保全・管理等	☐	農業用施設	☐	耕畜連携等	☐	その他

【選択した上記の取組方針】

電気柵の設置を共済を利用して取り組んでおり、更なる防止対策を地区内で検討する。

特別栽培米をガイドラインに沿う形で栽培しており、今後も積極的な取り組みを地区内で検討する。

農薬や肥料の散布に取り組んでいるので更なる農作業の効率化についても地区内で検討する。